

新宿区 高齢者保健福祉計画 第4期介護保険事業計画

(平成21年度～平成23年度)

概要版

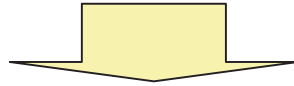


平成21(2009)年2月

基本理念及び2015年の将来像

《基本理念》

だれもが人として尊重され
ともに支え合う地域社会をめざす



《2015年の将来像》

心身ともに健やかにいきいきとらせるまち

だれもが互いに支え合い安心してらせるまち

基本目標

基本目標1 社会参加といきがづくりを支援します

基本目標2 健康づくり・介護予防をすすめます

基本目標3 いつまでも地域の中でらせる
自立と安心のためのサービスを充実します

基本目標4 尊厳あるくらしを支援します

基本目標5 支え合いのしくみづくりをすすめます

重点的取組み

◆ 重点的取組み1 認知症高齢者支援体制の推進

認知症予防から発症後の生活までトータルに対応する相談、サービス、医療等の体制を整えていくとともに、地域による気づきと支援の輪を広げ、認知症になっても高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう支援します。

- 認知症高齢者を地域で支えるしくみづくり ○普及・啓発用リーフレット等作成
- 認知症講演会 ○地域包括支援センターでの相談
- 介護予防普及啓発事業 ○認知症・うつ予防相談
- 物忘れ相談 ○認知症専門相談 ○保健センターにおける精神保健相談
- 徘徊高齢者探索サービス ○徘徊高齢者緊急一時保護事業
- 認知症高齢者の介護者リフレッシュ等支援事業
- 成年後見制度の利用促進 ○地域福祉権利擁護事業
- 高齢者を支える総合的なネットワーク運営協議会の構築
- 特別養護老人ホーム等の整備
- 地域密着型サービスの整備
- かかりつけ医機能推進事業（認知症医療ネットワークの推進）



オレンジリング
(認知症サポーターの印)



認知症サポーター養成講座

◆ 重点的取組み2 在宅療養体制の整備

高齢者が安心して在宅療養生活を継続できるように、医療の体制整備と在宅療養について区民の理解を深める取り組みを中心として施策を展開していきます。

- 退院調整モデル事業 ○リハビリテーション・連携パスモデル事業
- 病院職員の訪問看護ステーションでの実習研修
- 介護従事者等在宅療養研修 ○訪問看護ステーション人材確保
- 在宅療養に対する理解促進 ○在宅療養相談窓口の設置
- 在宅復帰リハビリテーション連携事業
- かかりつけ医機能の推進
- かかりつけ歯科医機能の推進 ○緊急一時入院病床の確保
- 夜間往診事業助成 ○難病講演会・講座
- 難病療養相談 ○難病体操教室 ○難病患者等日常生活支援事業
- 在宅難病患者医療機器貸与者訪問看護事業
- 訪問指導



在宅療養者への訪問看護

◆ 重点的取組み3 ケアマネジメント機能の強化

地域包括支援センターは、多職種・多機関とのネットワークの構築など、地域包括ケア体制の整備・強化を担えるように地域の中心的な相談機関としての機能と人員体制の強化を図ります。

ケアマネジャーのスキルアップを図り、意欲を持って継続的に仕事ができるような支援を行います。

- 地域包括支援センターの機能強化 ○ケアプラン評価会の開催 ○ケアマネジャーネットワークへの支援
- ケアマネジャーホットラインの実施 ○介護支援専門員新任研修の実施 ○居宅介護支援業務検討会の実施

※「地域包括支援センター」は、平成21年4月から「高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）」と名称が変更になります。

基本目標1 社会参加といきがづくりを支援します

施策1 いきがづくりの支援

- いきいき活動事業 ○敬老会 ○高齢者福祉大会 ○いきいきハイキング ○ふれあい入浴 ○高齢者の社会参加といきがづくりの拠点整備 ○ことぶき館等の機能転換 ○ふれあい・いきいきサロン ○中高齢者ライフアップ講座

施策2 多様な地域活動への参加支援

- 高齢者クラブへの支援・助成 ○高齢者福祉活動基金利子の運用
○ボランティア・市民活動センターの地域活動支援事業
○生涯現役塾 ○高齢者の社会参加といきがづくりの拠点整備

施策3 就業等の支援

- シルバー人材センターへの支援
○高齢者就業支援事業（新宿わく☆ワーク）の実施・運営助成
○新宿区勤労者・仕事支援センターによる就労支援



いきいきハイキング

基本目標3 いつまでも地域の中でくらす自立と安心のためのサービスを充実します

施策6 介護保険サービスの提供と基盤整備

- 介護保険サービス ○地域密着型サービス事業者の指定 ○特別養護老人ホーム等の整備
○地域密着型サービスの整備 ○医療介護支援 ○在宅復帰リハビリテーション連携事業

施策7 自立生活への支援(介護保険外サービス)

- 配食サービス ○理美容サービス ○寝具乾燥消毒サービス ○回復支援家事援助サービス
○いきが対応型デイサービス ○ハンディキャブ運行事業 ○住宅改修・設備改修費助成事業
○住宅改修理由書作成業務の支援 ○老人性白内障特殊眼鏡等助成費 ○高齢者おむつ費用助成
○補聴器・杖の支給 ○高齢者緊急通報システム ○高齢者火災安全システム
○高齢者居住住宅への火災警報器の設置 ○災害時要援護者登録名簿の活用
○災害時要援護者対策の充実 ○ちょこっと困りごと援助サービス
○介護保険制度改正に伴う支援（通所サービス利用者の食費助成・自立支援特殊寝台貸与者への利用助成）
○ふれあい訪問・地域見守り協力員事業

基本目標4 尊厳ある暮らしを支援します

施策13 権利擁護・虐待防止の促進

- 高齢者の権利擁護の普及啓発 ○成年後見制度の利用促進 ○地域福祉権利擁護事業 ○成年後見審判請求事務等
○悪質商法被害に関する相談及び防止のための普及啓発 ○消費者講座 ○虐待の早期発見・相談
○高齢者虐待防止ネットワークの再構築 ○老人福祉施設への入所等措置

施策14 介護者への支援

- 家族介護者教室・交流会 ○家族介護者外出プラン ○介護者の休養 ○家族介護慰労金の支給
○高齢者緊急ショートステイ事業 ○特別養護老人ホームの入所調整 ○高齢者おむつ費用助成
○徘徊高齢者探索サービス ○認知症高齢者の介護者リフレッシュ等支援事業

基本目標2 健康づくり・介護予防をすすめます

施策4 健康づくりの促進

- 元気館事業の推進 ○いきいきウオーク新宿 ○湯ゆう健康教室 ○若がえり講座 ○健康ウォーキング
- 出張レガスポ! ○夏休みラジオ体操 ○健康手帳の交付 ○健康教育 ○健康相談 ○健康診査 ○がん検診
- 骨粗しょう症予防検診 ○歯科健康診査
- 歯の衛生週間 ○認知症・うつ予防相談

施策5 介護予防の推進

- 介護予防普及啓発事業 ○地域介護予防活動支援事業
- 特定高齢者選定事業 ○介護予防ケアプラン作成
- 介護予防ケアマネジメントの質の向上 ○介護予防教室
- 介護予防事業の評価 ○いきがい対応型デイサービス
- 認知症・うつ予防相談



転倒予防教室

施策8 介護保険サービスの質の向上及び適正利用の促進

- 介護保険サービスに関する苦情相談 ○介護保険サービス事業者に対する指導検査 ○介護保険サービス事業者協議会への支援
- 事業所向け研修 ○福祉サービス第三者評価の受審費用助成 ○介護給付適正化の推進
- 地域包括支援センター等運営協議会の運営 ○介護モニター制度 ○介護保険サービス事業者等表彰制度の実施
- 介護福祉士資格取得費用助成

施策9 認知症高齢者支援体制の推進

施策10 在宅療養体制の整備

施策11 ケアマネジメント機能の強化

「重点的取組み」を参照。

施策12 暮らしやすいまちづくりと住宅の支援

- 人にやさしい建物づくり ○建築物等耐震化支援事業 ○ユニバーサルデザイン・ガイドラインの策定と推進 ○鉄道駅のバリアフリー化
- 道路のバリアフリー化 ○細街路の拡幅整備 ○高齢者に配慮した公園の整備 ○バリアフリー住宅の普及促進
- 住宅資金融資あっ旋利子補給 ○高齢者等入居支援 ○住宅相談 ○住み替え居住継続支援 ○シルバーピアの管理運営

基本目標5 支え合いのしくみづくりをすすめます

施策15 高齢者を地域で支えるしくみづくり

- ふれあい訪問・地域見守り協力員事業 ○民生委員による相談活動 ○高齢者クラブによる見守り活動
- 認知症高齢者を地域で支えるしくみづくり ○高齢者の孤独死防止に向けた取組みの推進
- 地域見守り活動の推進 ○高齢者を支える総合的なネットワーク運営協議会の構築
- 地域ささえあい活動支援事業 ○災害時要援護者登録名簿の活用 ○災害時要援護者対策の充実

施策16 ボランティア活動等への支援

- 社会福祉協議会助成金制度 ○ふれあい・いきいきサロン ○生涯現役塾
- 小・中学校、関係機関、団体等が行う福祉教育等への協力 ○ボランティア・市民活動センターの地域活動支援事業
- 介護支援ボランティア・ポイント事業

介護保険事業計画

今後も増加が予想される、一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、認知症高齢者等が、介護が必要な状態になっても、いつまでも住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）といった地域密着型サービスを整備していきます。また、在宅で生活することが難しい高齢者も多くいるため、公有地の活用などにより介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の整備を行っていきます。

◎特別養護老人ホーム等の整備

平成22年度 特別養護老人ホーム 1ヶ所整備（定員81人）

◎地域密着型サービスの整備

小規模多機能型居宅介護 8ヶ所整備（定員200人）

認知症高齢者グループホーム 4ヶ所整備（定員72人）

小規模特別養護老人ホーム 1ヶ所整備（定員29人）

第1号被保険者の保険料

第4期の介護保険料については、①要介護等認定者の増加②地域密着型サービスの整備③特別養護老人ホームの整備④医療制度改革に伴う老人保健施設利用者の増等給付費の増が見込まれ、平成21年度から3年間の総給付費は約500億円と推計されます。第3期では、約8億8千万円の保険料の余剰が見込まれ、これを保険料の上昇を抑制するために全額を第4期に繰り入れて計算した場合、介護保険料基準額は、概ね月額4,300円程度になります。

また、平成21年4月には介護人材の確保・介護従事者の処遇改善という視点から介護報酬のプラス改定が予定されており、その上昇分を見込むと概ね月額4,500円程度になります。

その際、国においては介護報酬改定に伴う介護保険料の上昇を抑制するため、「介護従事者処遇改善臨時特例交付金」を設け必要な経費を交付するとされ、区には約2億円が交付されます。この交付金による保険料の上昇を抑制するための繰り入れについては、「段階的な保険料とする段階的な繰り入れ」と「3年間同額の保険料とするための繰り入れ」の二つの方法があります。区は「3年間同額の保険料とするための繰り入れ」を行い、3年間同額の保険料とします。

○第4期の介護保険料基準額は月額4,400円

第4期の保険料段階

介護保険料は第3期では10段階としていましたが、より収入に応じた負担とするため、第4期では12段階とし、保険料体系を次のように設定します。

①非課税層への対応

第1段階、第2段階については、第3期の保険料と同額（月額2,150円）とします。

②区の特例対策

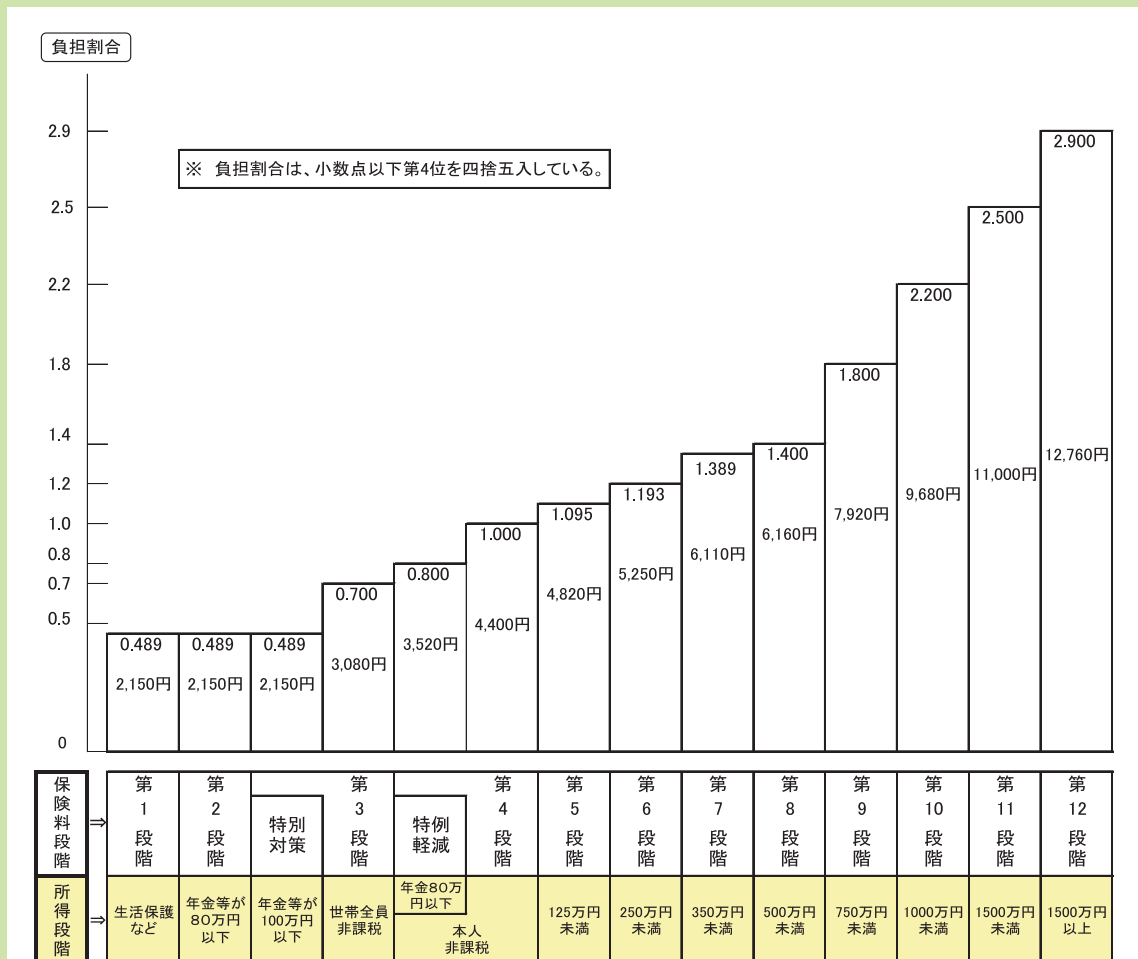
第3段階で、公的年金収入金額及び合計所得金額の合計額が100万円以下の方の保険料を第3期の保険料と同額（2,150円）とします。

③第4段階における負担軽減

第4段階で公的年金収入金額及び合計所得金額の合計額が80万円以下の方は、負担割合を1.00倍から0.80倍とします。

④課税層の所得段階の細分化

税制改正に伴う激変緩和措置が終了することに伴い、125万円未満の区分を設定します。また、所得額500万円未満の区分に350万円未満の区分を設け、課税層の階層を6区分から8区分に細分化します。500万円以上の区分では保険料基準額に対する負担割合を増やし、負担能力に応じた負担割合とします。



新宿区高齢者保健福祉計画・第4期介護保険事業計画

(平成21年度～平成23年度)

概 要 版

印刷物作成番号 2008-17-2901

発行年月 平成21年3月

編集・発行 新宿区福祉部地域福祉課

〒160-8484 新宿区歌舞伎町一丁目4番1号

電話03-5273-3517 (直通)